

公益社団法人 木曽三川水源造成公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人木曽三川水源造成公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を岐阜県美濃市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、岐阜県内の木曽三川の水源地域（以下「木曽三川水源地域」という。）において、造林、育林、森林の取得及びその他の森林整備に関する事業を推進して、水源の涵養、国土の保全、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りつつ地球環境の保全に資するとともに、産業の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）を行う。

- (1) 造林又は育林に関する事業
- (2) 森林、林業、その他緑化に関する啓発、普及事業
- (3) 森林の取得及び管理に関する事業
- (4) その他前各号の公益目的事業を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、木曽三川水源地域において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 公社は、公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等（公益法人認定法第5条第7号に規定する収益事業をいう。）を行う。

- (1) 森林の調査及び管理の受託に関する事業
- (2) その他前号の事業に関連する事業

第3章 社員

(構成員)

第6条 公社は、次の個人又は団体であって、次条の規定により公社の社員となった者をもって構成する。

- (1) 岐阜県
- (2) 愛知県
- (3) 三重県
- (4) 名古屋市
- (5) 木曽三川水源地域が所在する市町村及び森林組合
- (6) その他森林・林業に関する活動を通して森林の有する多面的機能の発揮に努める者
で、公社の目的に賛同する個人又は団体

(社員資格の取得)

第7条 公社の社員になろうとする者は、理事会において別に定める加入申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 加入は、社員総会において定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(届出)

第8条 社員は、次に掲げる事項について変更が生じたときは遅滞なくその旨を公社に通知しなければならない。

- (1) 名称又は主たる事務所の所在地
- (2) 代表者の氏名又は住所
- (3) 個人社員の氏名又は住所

(出資)

第9条 社員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 出資1口の金額は、1万円とする。
- 3 出資は、現金をもって出資の各口につき、その全額を払い込むものとする。
- 4 社員の責任は、その出資額を限度とする。

(特別出資)

第10条 公社は、第4条第1項第3号に定める事業に必要な資金を、社員から特別出資金として徴収することができる。

- 2 前項の特別出資金を徴収する社員及び金額は社員総会において定めるものとする。

(退社)

第11条 社員は、理事会において別に定める退社届を理事長に提出して、任意に退社することができる。

(除名)

第12条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該社員を除名することができる。この場合当該社員に対し、社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 公社の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 社員として重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、理事長は当該社員に対して、除名した旨を通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第13条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が解散したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

(社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、公社に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 公社は、社員がその資格を喪失しても、既に納入した出資金、特別出資金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 社員の除名
- (3) 役員及び会計監査人の選任又は解任
- (4) 役員報酬等規程の制定又は変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 公社の解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議すべきものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(以下「一般社団・財団法人法」という。)に規定する事項及びこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、社員総会においては、第18条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(種類及び開催)

第17条 公社の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員から、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求した社員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき。

(招集)

第18条 社員総会は、前条第3項第3号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集する場合には、理事会(前条第3項第3号の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては当該社員)は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) その他法務省令で定める事項

4 理事長（前条第3項第3号の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては当該社員）は、社員総会の日の2週間前までに、社員に対して、前項各号に掲げる事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

5 理事長（前条第3項第3号の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては当該社員）は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

6 前5項の規定にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。ただし、第3項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、手続きの省略はできない。

（議長）

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会における出席社員の中から選出する。

（議決権）

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（定足数及び議決）

第21条 社員総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として決議に加わることはできない。

4 理事又は監事を選任する議案の決議は、各候補者ごとに決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）

第22条 社員総会に出席できない社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ公社に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会毎に提出しなければならない。

3 第1項の社員又は代理人は、代理権を証する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、公社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

（書面による議決権の行使）

第23条 書面により議決権を行使できる場合は、社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会開催日の直前の業務時間の終了時までこれを公社に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第24条 電磁的方法により議決権を行使できる場合は、社員は、政令で定めるところにより、公社の承諾を得て、社員総会開催日の直前の業務時間の終了時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により公社に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第25条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事長が全社員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

(社員総会議事運営規程)

第28条 社員総会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会議事運営規程によるものとする。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第29条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上10人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち、2人以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

4 公社に、会計監査人1人を置く。

(選任等)

第30条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

3 理事会は、その決議によって、前項で選定された業務執行理事の中から、1人を副理事長、1人を専務理事として選定することができる。

4 監事並びに会計監査人は、公社の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 理事又は監事並びに会計監査人に変更が生じたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

2 理事長は、公社を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは職務(公社の代表を伴う事務を除く。以下、この項及び次項において同じ。)を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して公社の業務を執行し、理事長及び副理事長ともに事故があるときはその職務を代行し、理事長及び副理事長がともに欠けたときはその職務を行う。

5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 公社の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事が公社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって公社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第33条 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

(1) 公社の計算書類及びその附属明細書を監査し、法令の定めるところにより、会計監査報告を作成すること。

(2) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること。

(3) 財産目録及びキャッシュフロー計算書その他法令で定める書類を監査すること。

(4) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員等の任期)

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

る定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補充あるいは増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員が欠けた場合又は第29条第1項で定めた役員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

5 会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時社員総会において再任されたものとみなす。

(解任)

第35条 役員及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づいて行わなければならない。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 前項による解任は、監事が2人以上ある場合には、監事の全員の同意によって行わなければならない。

(報酬等)

第36条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び社員以外から選任された監事には報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬等規程による。

4 会計監査人の報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

5 第3項に定める役員報酬等規程は、公表するものとする。

(競業及び利益相反取引の制限)

第37条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする公社の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする公社との取引

(3) 公社が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における公社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第50条に定める理事会運営規程によるものとする。

(顧問)

第38条 公社に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長が委嘱する。

- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第39条 公社は、役員及び会計監査人の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第40条 公社に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事で構成する。

(権限)

第41条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 公社の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (4) 社員総会の招集に関する事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第39条の規定に基づく役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第42条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が、副理事長が欠けたとき又は副理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第3号による場合は、その請求した理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長が、副理事長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合においては、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第47条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 議事録が、電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会運営規程)

第50条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第7章 財産及び会計

(財産の種類別)

第51条 会社の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 第9条に規定する出資金
- (2) 第10条に規定する特別出資金で取得した森林
- (3) その他社員総会で基本財産とすることを決議した財産
- (4) 公益社団法人への移行以後に基本財産として寄付された財産

3 会社の公益社団法人への移行時の基本財産は、公益社団法人への移行時の財産目録で基本財産として特定された財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第52条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分に関する必要な事項は、次条に定める財産管理運用規程によるものとする。

(財産の維持管理、処分及び運用)

第53条 基本財産及びその他の財産の維持管理、処分及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決を経て別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第54条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則等)

第55条 会社の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 会社の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により定める財務規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第56条 会社の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度の開始の前日までに、理事会の承認を経て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 理事長は、前項に規定する事業計画書及び収支予算書を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第57条 会社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項に規定する書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 公社は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表及び正味財産増減計算書を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第58条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第59条 この定款は、第62条に規定する公益目的財産残額の贈与を除き、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。

2 公益法人認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第60条 公社は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第61条 公社は、一般社団・財団法人法第148条第1項第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第62条 公社が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、社員総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第63条 公社が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第64条 公社の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 前項以外の職員は、理事長が任命する。

5 事務局の組織、職員定数及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第65条 公社の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 正味財産増減計算書
- (8) 財産目録
- (9) 事業報告書
- (10) 附属明細書
- (11) キャッシュ・フロー計算書
- (12) 監査報告書及び会計監査報告書
- (13) 社員総会及び理事会の議事録
- (14) 役員報酬等規程
- (15) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第66条 公社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料などを積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(個人情報の保護)

第67条 公社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第68条 公社の公告は、電子公告により行う。

第12章 補則

(委任)

第69条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次のとおりとする。

理事（6人以上10人以内）

理事	藤井清敏	理事	臼井征雄
理事	正村洋一郎	理事	石田敬一
理事	水谷一秀	理事	宮木哲也
理事	富田和弘	理事	内木篤志
理事	内木彦治	理事	石田五秀

監事（3人以内）

監事	塚中和巳	監事	佐竹政利
----	------	----	------

3 この法人の最初の代表理事、業務執行理事及び会計監査人は次のとおりとする。

代表理事（1人） 藤井清敏

業務執行理事（2人以内） 臼井征雄

会計監査人（1人） 花村 亨

4 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第54条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

